

公益社団法人被害者サポートセンターおかやま非常勤職員任用等取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人被害者サポートセンターおかやま（以下「センター」という。）の就業規程（以下「就業規程」という。）第33条の規定に基づき、センターの職員のうち非常勤職員の任用、勤務条件等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「非常勤職員」とは、センター定款第38条第2項に定めるセンターの職員のうち、常勤の職員以外の者（臨時的任用の者を除く。）をいう。

2 非常勤職員は、次に掲げる職種とする。

- (1) 事務局長 (2) 事務局長補佐 (3) 事務局職員 (4) 犯罪被害相談員 (5) 電話相談員
- (6) 面接相談員 (7) 直接支援員 (8) 申請補助員 (9) 自助グループ支援員
- (10) その他センターの事務処理を行う者で、代表理事が必要と認めたもの

(任用)

第3条 代表理事は、センターの職員として、非常勤職員を任用することができる。

2 非常勤職員の年齢は、原則として、任用日現在で、70歳未満とする。

(事務局長等の任用期間)

第4条 事務局長、事務局長補佐及び事務局職員（以下、「事務局長等」という。）の任用期間は、1年とする。ただし、人材確保上又は勤務成績が特に優秀な場合その他特別な理由がある場合は、再任を妨げない。

(事務局長補佐及び事務局職員の勤務日数及び勤務時間)

第5条 事務局長補佐及び事務局職員の勤務日数及び勤務時間は、原則として、月20日以内で、かつ、週30時間以内の範囲内とする。

2 代表理事は、事務局長補佐及び事務局職員の勤務する日及び勤務時間をあらかじめ指定しなければならない。

(事務局長等の解職)

第6条 事務局長等が、次の各号に該当する場合は、任期途中においてもこれを解職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (4) センターの職員としてふさわしくない非行があった場合

2 前項の規定によらず、事務局長等を任期途中において解職するときは、労働基準法（昭和22年法律第49条）第20条の規定に基づき解職の予告を行うこととする（本人の希望による解職の場合を除く。）。)

(事務局長等の報酬及び通勤費)

第7条 事務局長の報酬は、月額150,000円とする。

2 事務局長補佐及び事務局職員の報酬は、原則として、時間給とし、職務の内容・職歴・技能等を考慮して、1時間当たり800円以上、1,000円以内の範囲内で、代表理事が定

める。

- 3 事務局長等の通勤費は、センターの事務局職員給与及び退職手当規程第5条を準用する。

(犯罪被害相談員等に対する謝金)

第8条 犯罪被害相談員、電話相談員、面接相談員、直接支援員、及び自助グループ支援員（いずれも、補助員としての活動経験が1年未満、又は研修委員会がこれに準ずると判断した補助員を除く。）が、電話相談、面接相談、直接的支援活動、及び自助グループの開催を行った場合には、謝金として1時間当たり703円（毎回1時間未満は切り捨て）を支給する。

- 2 申請補助員が補助活動を行った場合には、謝金として1件当たり10,000円を支給する。

- 3 第2条に定める非常勤職員が当センターの支援員の養成等に関する規程第5条に定める養成講座の受付及びこれに付随する業務を行った場合には、謝金として1時間当たり500円（毎回1時間未満は切り捨て。）を支給し、当センターの研修委員が上記養成講座の責任研修委員の職務を行った場合には、謝金として1時間当たり703円（毎回1時間未満は切り捨て）を支給する。

(犯罪被害相談員等に対する通勤費)

第9条 第2条第2項(4)ないし(9)に定める非常勤職員（いずれも、補助員を含む）、又はセンターの理事のうち、徒歩により通勤した場合の片道の通勤距離（一般に利用される最短経路の距離とする。）が2キロメートル以上となり、かつ次の各号に該当する者が、理事会、委員会、電話相談、面接相談、直接的支援活動、及び支援員養成講座（基礎講座・中級講座）の開催のためにセンターの事務所に出勤した場合に通勤費を支給する。

- (1) 通勤のためバス等の交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている者
- (2) 通勤のため自動車を使用することを常例としている者

2 通勤費の日額は、次のとおりとする。

- (1) 前項(1)の場合、実費全額。ただし、最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。

- (2) 前項(2)の場合、別に定める細別に基づき、駐車場料金及びガソリン代を支給する。

- 3 直接支援員、直接支援補助員及び申請補助員が、直接的支援活動又は申請補助活動を行い、バス、タクシー等の交通機関を利用してその運賃を負担した場合には、その実費全額を支給する。

(報酬等の支払い)

第10条 前3条で定める報酬等の支払方法及び支給日については、センターの事務局職員給与及び退職手当規程第3条第4項及び第4条を準用する。

附則

- 1 この規程は、平成19年8月21日から施行する。
- 2 センター通勤費等支給規程は、廃止する。
- 3 この改正規程は、平成20年1月9日から施行する。

- 4 この改正規程は、平成 21 年 8 月 12 日から施行する。
- 5 この改正規程は、平成 21 年 12 月 9 日から施行する。
- 6 この改正規定は、平成 22 年 8 月 10 日から施行する。
- 7 この改正規定は、平成 24 年 10 月 16 日から施行する。
- 8 この改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この改正規定は、平成 25 年 9 月 9 日から施行する。
- 10 この改正規定は、平成 25 年 10 月 7 日から施行する。
- 11 この改正規定は、平成 25 年 11 月 13 日から施行する。
- 12 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。